

(一社)美里町物産観光協会 会費細則

(総則)

第1条 この規定は、(一社)美里町物産観光協会(以下「本協会」という。)定款第7条に定める会費に関して必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員は、次の各号の入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、新規会員の年会費は免除とする。

入会金

- (1)特別会員(官公署・団体代表) 20,000円
- (2)一般会員(法人・個人代表) 10,000円
- (3)一般会員(個人) 5,000円

会費

会員は年会費として一律5,000円を納入する。

(会費の納入)

第3条 会費の納入は年一回とし、毎年総会終了後1ヵ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員については、それぞれ別に指定する期日までに納入しなければならないものとする。

(会費の不返還)

第4条 既納の会費は、その理由にかかわらず返還しないものとする。

(再加入会員の加入金(入会金)の免除)

第5条 以前本協会に在籍歴(5年以内)が有り、再度入会が認められた会員は入会金を免除する。